

平成24年第6回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成24年5月21日 午前10:00

○閉 会 午前11:30

○出席議員(20名)

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市長 石川光男	副市長 鑑利行
教育長 肥田野耕二	総務部長 山口義光
市民生活部長 根一	福祉保健部長 鈴木司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教育部長 鎌田雅樹	会計管理者 川上護
企画政策課長兼新庁舎建設室長(部長待遇) 幸村公明	総務課長 藤原貞雄
財政課長 鈴木利美	税務課長 鈴木整
市民課長 小玉優子	生活環境課長 関谷良広
追分出張所長 三浦喜博	社会福祉課長 大木充
高齢福祉課長 小玉隆	健康推進課長 北嶋眞喜子
産業課長 伊藤清孝	都市建設課長 渡部智
上下水道課長 菅原正光	総務学事課長 工藤素子
幼児教育課長 佐々木雅輝	生涯学習課長 菅原一

スポーツ振興課長 村上久尚

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三浦永寿

農業委員会事務局長 門間善一郎

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤正

議会事務局次長 畠山靖男

平成24年第6回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成24年5月21日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告（市長）

日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について（潟上市立保育園を津島市が保育を
実施する児童に使用させることに関する協議）

日程第 5 議案第39号 土地の取得について

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第6回潟上市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番大谷貞廣議員及び3番児玉春雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第3、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第3、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成24年第6回臨時会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに専決処分の報告について申し上げます。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、潟上市立保育所を愛知県津島市が保育を実施する児童に使用させるため、協議することについて専決処分したものであります。

次に、提出議案「土地の取得について」の概要を申し上げます。

新庁舎建設用地として土地を購入するにあたり、2法人から租税特別措置法第65条の4による所得特別控除を適用したいとの申し出があったため、秋田北税務署と協議した結果、4月23日付けで譲渡所得等の課税の特例に該当する旨の通知をいただいております。

す。

その後、法人2社と価格について交渉したところ了解をいただき、5月7日に仮契約を締結致しました。また、国有地については、5月7日に売払い申請を秋田財務事務所に提出し、売払い予定額の通知を5月9日付けでいただいております。

これらの土地の取得について、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

面積2万5,738.89㎡に対し、取得予定価格は7,719万2,569円で、法人2社は坪単価1万円、国有地については坪単価5,000円となっております。

なお、議決をいただいた後のスケジュールとしましては、連携協定を結んでおります秋田県立大学、秋田大学からもご協力をいただきながらプロポーザル審査委員会を立ち上げ、設計業者を選定し、基本設計の作業を進めることとしております。

なお、提出議案については関係部長に説明させますので、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（潟上市立保育園を津島市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（千田正英） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（潟上市立保育園を津島市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） おはようございます。それでは、議案の説明を致します。

提出議案の1ページをお開きになってください。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年5月21日提出 潟上市長 石川光男

それでは2ページをお開きになってください。

専決処分書

潟上市立保育所を津島市が保育する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第

2項の規定に基づき、潟上市と津島市との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年5月1日提出 潟上市長 石川光男

なお、このたびの広域入所児童は、愛知県津島市に住民票を有する5歳児の児童で、母親が出産のために飯田川地区の実家に里帰りしている期間中、若竹幼児教育センターに入所するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで専決処分の報告を終わります。

【日程第5、議案第39号 土地の取得について】

○議長（千田正英） 日程第5、議案第39号、土地の取得についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第39号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議出議案の説明を行いたいと思います。

提出議案の3ページをお願い致します。

議案第39号、土地の取得について。

潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、潟上市役所新庁舎建設用地として下記のとおり土地を取得するため、議会の議決を求める。

それでは、土地の取得内容についてご説明申し上げます。

1の場所につきましては、潟上市天王字棒沼台226番地1外11筆でございます。

別紙参考資料をお願い致します。

所在地及び地番につきましては資料1ページの表のとおりでございますけれども、字棒沼台に所在する医療法人正和会の所有が8筆、それから有限会社サルースの所有が2筆、それから国有地が2筆の計12筆でございます。

次に、2の面積につきましては2万5,738.89㎡で、参考資料2ページの着色図、A3版になっておりますけれども、左下の表になっております。左下の方の表の方に表示致しております。医療法人正和会の所有面積が2万560.40㎡、有限会社サルースの所有面

積が4,737.64㎡、国有地が440.85㎡でございます。

3の取得予定価格につきましては7,719万2,569円で、これも表にありますとおりでございます。医療法人正和会の取得予定価格が6,219万5,208円、有限会社サルースの価格が1,433万1,361円、国有地が66万6,000円でございます。

4の契約の相手方につきましては、改めて申し上げます。潟上市昭和大久保字街道下92番地1、医療法人正和会 理事長 小玉敏央でございます。それから、潟上市昭和大久保字街道下96番地10、有限会社サルース 取締役 伊藤 健。そして国でございます。

以上でございます。平成24年5月21日提出 潟上市長 石川光男。

なお、面積2万5,738.89㎡のうち、法人2社の所有地の購入坪単価につきましては、先ほどありましたように1万円でございます。国が所有する法定外公共物については坪単価が5,000円でございます。

あと、この後の今後のスケジュールにつきましては、連携を組んでいる秋田県立大学と秋田大学の協力を得ながら、プロポーザル審査委員会を立ち上げ、設計業者を選定して基本設計の作業を進めるということでございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ただいまご説明いただきましたけれども、用地の予定地の範囲は、こう実測図だと思いますけれどもこれでわかるわけですが、位置がわかりません、住所だけでは。不親切極まりないと思いますけれども。位置図を要求致します。機会あるごとに明確にプロセスをと発言してきましたけれども、昨年の議員研修の燕市の庁舎建設についての資料もお手元に届いていると思います。こう理解できるような資料が欲しいなど、こう思っております。

2点目は、契約は1件だけですか。相手方は3名ということですが、今日ここへ来て市長から宅地1万円、原野が、国有地が5,000円というような話でしたが、この内訳をこの議案に付していただければ非常にこうありがたかったわけですが、地目と金額も異なると思われますので、この点、詳細に出していただきたいと思ひました。

それから、先の議会で天王線に接道した5案が採択されたと思ひますけれども、限りなくC点だと思います。この5案を私自身も提案した経緯もありますので、県道に接道

しない土地を先行した理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、この前に一般質問した際に防災対策をするようにお伺いしたところ、市長は同時並行して決めるということでしたので、防災の調査費等、計上は6月の議会で行うことになるでしょうか。その点、3点お聞きしたいと思います。

(「議長、議事運営について」の声あり)

○議長(千田正英) はい。

○15番(西村 武) これは運事運営について動議です。

この契約というのは、まずこれは賛成か反対です。その契約書に瑕疵があった場合は質問等を受けれるけれども、あとは修正もできないことでもありますので、契約の場合は反対か賛成の議決です。今話したようなことはもう既に予算委員会で全部これはやっていますので、そして皆さんも予算に賛成してるんですよ。ですから、私は直ちに採決の動議を致します。

○議長(千田正英) 議事進行についての今、動議が出されたと思います。

○15番(西村 武) 議長、直ちに採決の動議してください。別に契約書に瑕疵がないんですから。

さっきから言ったとおり、契約書に不備があった場合はこれは質疑になりますけれども、この契約書には全く不備がありませんので。

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

.....
午前10時15分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開致します。

ただいま議事進行についての動議が出されました。その取り扱いを議運で取り扱いと思いますけれども、ご異議ありませんか。14番。

○14番(藤原典男) これ単純に賛成反対の採決じゃなくて、やはり市民が見ている中でどういうふうな契約についての質疑があったのかというふうなことも注目すべきところなので、これはよほど外れたものであれば質問は認めないけれども、関連する重要なところについては当局でしっかり説明した方がいいと思います。

それから、1点目の場所どこだとかってというのは、今までいろいろこうやってきてる中で資料も提出されておりますので、新たに出された問題だけについて私は質問に答え

た方がいいと思います。

以上。

○議長（千田正英） 以上のことを参考にしながら議運を開催したいと思います。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

.....
午前10時45分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

ただいま議会運営委員会で協議致しました結果を報告致します。

ただいま10番佐藤義久議員より質問がありました件につきましては、当局から答弁できる範囲内で答弁をお願いすることに決定致しましたので、当局のご答弁を求めます。

石川市長。

○市長（石川光男） 10番さんの質問にお答えします。

1番目の位置図については予算議会に提出してあります。

2番目の契約が一本だけかということについては総務部長から答えていただきます。

そして、3番目についてはCでなくて⑤の案であります。

それから、防災対策については今回の締結とはかかわりありません、と思います。この後の問題です。

地目等の単価については参考資料に添付してあります。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 10番佐藤義久議員にお答え致します。

契約について1件かという話でありましたけれども、先ほど議案の説明にもありましたように有限会社サルス、それから正和会、それから国ということで3件でありますので、3件と、3者と契約するというございますので宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 位置図の要求致しましたのは、5番ということでしたけれども、前の議会でCではないかという話の中で5のうちの必要なところだけ買い求めるというような説明だったと思います。それで、この5番が県道男鹿秋田天王線ですか、に接していたと思いますけれども、この今取得するところは接していないように思われますけれども、その接しない理由がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

契約の件数ですけれども、地目が違う宅地と原野ですか、単価が当然違って、これを見ますと一つ一つこう拾ってトータルして掛け算しないとわからないような状況だったので、もう少し親切にしてほしいなと思っての質問でありました。計算機持たないとちょっとできない状態だったので聞いたところであります。

あと2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 佐藤義久議員の質問にお答え申し上げます。

県道といいますか主要地方道の秋田天王線と接続してないのではないかという話でございました。確かにこちら、それこそ候補地の選定委員会では5番と6番ということで挙がりました。それで6番についてはもう全面的に秋田天王線の方に接続致しておりますけれども、5番については一部でございました。その後で6番を提案して、それが認められず5番も提案したわけでございますけれども、それが3万9,000㎡の面積に対して4万5,000以上の面積になったということで、こちらの方からは、それこそ1万5,785という、それこそ基本構想の中で立てたその面積を遥かに超えるということで、⑤の中の一部を提案致したいということで説明致したところでございます。それについてはA、B、Cという話がありましたけれども、候補地の選定委員会の段階で、それこそ1から⑥というようなそういうふうな土地の提案になりましたので、A、B、Cということじゃなくてあくまでもその中的一部分ということで解釈して提案したものでございます。

なお、今のこの提案した土地について秋田天王線と接続してないというようなことでありますけれども、確かに物理的には接続を致しておりません。ただ、この後、さまざまな道路計画等によりまして、市の土地もあの中には当然あります。その中でまた民有地もまたあるわけでございますけれども、限りなくそういうこと、その土地を利用することによって接続するような方向でこうこの後また検討するということは十分に可能でございますので、その方向でまず考えていきたいなと考えております。

それからあと、地目と、それから価格のことについてでございますけれども、地目については宅地、原野、山林というふうにしてこうばらばらといいますか、それぞれ種別がありますけれども、こちらについても地目にかかわらず相手方とは先ほど申し上げた単価で契約するというところで話をしているものでございますので、何らその地目の種類によって単価が変わるといようなことは何もございませんので、そのあたりご理解宜しくお願いしたいと思っております。

- 議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。8番伊藤栄悦議員。
- 8番（伊藤栄悦） ちょっと伺います。今、先ほど議運委員長から、要するに議会で今までやってきたからもう議決だけだと、こういう話があって動議が出されたわけですが、これはやはり我々議員としては、ちゃんと議案に対して議論をしながら、そして討論をしながら、そして我々一人一人が議會議員としてこれを判断をして議決に及ぶと。
- 議長（千田正英） ちょっと8番伊藤栄悦議員、発言中ですがけれども、あくまでも議案に対しての質疑を。
- 8番（伊藤栄悦） 要するに議会在ね、やはり存在が何なのかということの認識の問題なんです。それで質問します。これで、まず初めに、私は今、市は行革とか、あるいは効率的な行政を進展させるということで、それこそ本当に予算を大事に使うと、こういうことをやっているわけですがけれども、今、6月議会は、もはや中旬に開かれる予定であったわけで、だと思っておりますが、今なぜこの経費を使いながらこの臨時議会を、この案件のために開かれなければいけなかったかということ、私はまず伺いたいと思います。それだけの緊急性とかそういうふうなものがあったのかということが1点でございます。これはこの内容とは違いますが、ひとつ宜しくお願い致します。
- それからもう一つは、市役所の庁舎のこれが今議決に至るわけですがけれども、議決、そして可決された場合は、これは事務所の位置の変更、あるいは設置ということになります。ですから地方自治法の4条の1項において、これをその場合は条例を制定しなければならないとなっております。それで、当局として、これは両方、議員からも提案できるし、当局も首長が出すことができるということではありますが、当局としてはこの後、この条例化をどういうふうな手順で予定されているかということ、2番目にお伺いしたいと思います。
- それから、3つ目ですがけれども、市役所の庁舎については今先ほど質問があったように二転三転してまいりました。私は市役所庁舎を建てるのは、これはもう賛成です、もちろん。ただ、その状況が、合併協定のときだとか、あるいは市民の利便性とかそういうふうなことからいろいろ申し上げてまいりました。
- それで、ここで二つだけ。まず、確かに5というところで調査をした結果、相当の多い4万幾らですか、こういうふうになったということで、結局2万5,700㎡というところの5のところを選定したとなっております。

ところで、基本構想、建設の基本構想では、これは1万5千何がしの平米というのが庁舎を建設するために必要な土地であるとしっかりと述べられております。しかしながら、1万5,000を超える2万5,700幾らというそういうものが今購入される段階に来たということなんです。ですから、このところは確かに説明をしたとは申しますけれども、市民の方にも、なぜ2万5,700㎡なのか。1万5,000から1万も増えるね、これをどうして購入しなきゃいけないかというふうな声もございます。そういうふうなこともありますし、やはり私としてはこの5の場合もね、先ほどの質問もありましたけれども、5であればそれは5で結構だなとは思ってました。しかしながら、先ほど総務部長から話がありましたが、県道にいわゆるその設置しないということをややはり市役所としてのデメリットではないかと私は思ってるわけですね。ですから、そこを解決できる要素もあるということでもありますので、そこはまたひとつ含みを置いて私も判断したいと思います。ですが、今話したことに関して改めてなぜ2万5,700なのか。1万5,000というそういういわば基本構想の枠の中からそれほどそういうふうにしたのかということ、それから今再びということではありませんけれども、やはり大きな道路に面したところとのつながりというものがやはり大きな市役所のいわばメリットになると思いますので、そこあたりもあわせてひとつお願いしたいと思います。

それから、防災計画についてですけれども、秋田県でもう既に防災計画、マグニチュード8.7ということで、これでハザードマップを作ると、こういうことで見直しをしている最中だと思います。しかしながら、潟上市は見直しをすとかそういう防災計画というものを新たにどうするのかということやってると思いますけれども、そこあたりの考え方も、やはり市民の安全保障という立場から、これは確かに起きるか起きないかはわからないと、しかしながらそういうことも想定外ではないので、そこあたりもやってるのであればそういうことに関してどう対応してるかということについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 当局で答弁できる範囲内で答弁をお願いします。石川市長。

○市長（石川光男） 8番さんの質問にお答えします。

1点目、今なぜ緊急性ということですが、私はこの市役所については一日も早く建設すべきであるということで、今回提出した理由であります。

2つ目の条例の制定については、これは条例を先にやるか後にやるかという観点があ

りますが、私は市役所が設置してから条例を制定するのが王道であろうと、こう考えております。

3つ目の基本構想、あるいは面積について市民に知らせる必要があるのではないかと。これらについては、仮に今日議決いただければ親切に市民にお知らせします。

それから、4番目の防災計画については、当然、ハザードマップを県が出すということについては私も見直しをするということで答弁しておりますので、このようにしたいと思っております。ただし言いたいのは、市役所のみならず防災、防災と言いますが、私は潟上市民3万5,000人の市民という防災を考えていると。

○議長（千田正英） ほかに質疑。8番。

○8番（伊藤栄悦） 先ほど質問しましたがけれども、先ほどは総務部長からそういうことも想定をしてるという話ありましたけれども、やはり市役所そのもののいわばメリットからして、県道とのつながりというのはね、これをやはり考えているのかなというふうなことで質問しました。そこあたりはどうでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） この件についても先ほど部長が答弁しましたがけれども、この後、これが通りますと基本設計の行動に入ります。その中で、いわゆる動線についても当然その県道の活用というものは十分視野に入れていかなければならない、こう考えております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 私からは、この今回の39号の議案の内容について質問致します。

まず1点は、この案件は3者の契約を一本でこのようにしたいと。言ってみれば、このことについては執行部における予算執行のための支出負担行為的な要素があるのかなということで考えております。したがって、今回のいわゆる土地取得の案件は、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例3条ということですが、これは、この根拠はいわゆる自治法の96条の議決案件が一つの根拠法令で、その第1項の第8号がいわゆる契約案件と。いってみれば、工事、いわゆる土地取得の場合であれば5,000㎡以上、2,000万円以上の契約については仮契約をして議会の議決を経て、後に本契約をすると、それが土地取得のルールであります。したがって、この案件につきましても、これは参考資料として3者がおまして面積が2万5,000幾ら、取得予定価格は予算は7,719万2,569円であり、これはいってみれば予定価格といえますか、これはいっ

てみれば予算執行前のこういうふうな予算残額がありますからこういうふうな契約を結びますよということであって、この今回の契約については内容が、例えば医療法人正和会の場合は面積2万560.40㎡、取得予定価格6,219万5,208円というふうな形で仮契約を締結をして、この議会に提案すると。いってみれば今回のこの案件は、議会の議決を経なければ契約ができない案件でありますので、その仮契約書をやはり添付して、その条件として添付して、やはり契約案件を作るべきではないのかなと。したがって、私どもは議案の修正権はありません。したがって、このような議案であれば、例えば96条1項第8号というのとはちゃんとそういうふう開設してありますので、サルス、あるいは県においてはこれは契約の議決の対象にはないと思います。したがって、今回の対象は正和会のみというふうなことで、仮契約書を、さっき仮契約書を締結してあると言いますけれども、それを添付して本契約に切りかえるための議決をいただくと、そういうようなことが一つのルールではないのかなと私は思っておりますが、その辺はどういうものでしょうか。もしこれを議決したとなると瑕疵ある議決になるのではないのかなと私はそんな懸念をしておりますので、ひとつご答弁願います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木議員の質問にお答え申し上げます。

それこそ先ほどからこの契約について3件こうあるわけですけれども、その自治法に基づいて、あるいはその面積、あるいは金額に基づいていくとすれば1件じゃないかというふうなご質問だと思います。我々もそういうふうにするんじゃないかなということで十分に検討してまいりました。そうしたところ、そうじゃなくて、一角地、一団の土地であるのであれば一つ一つじゃうまくないと。要は議決に付さなくてもよい部分について、それは別だというふうなことにはできませんというふうなことの確認を致しまして、今回このように3つ、3件を全部あげたということでございます。そういうことからすれば、今の質問からすれば1件で終わるわけでございますけれども、そういうことはできないということでありましたので、一角地として全部あげたということになります。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そのような考え方についてもそういう考え方があるかもしれませんが、それにつきましても、そうしますといわゆる議会の議決に付すべき一つの要件

というのは5,000㎡以上、2,000万円以上ですから、その仮契約をしたその仮契約書というものがあると思います。ここで取得予定価格となっておりますけれども、仮契約書そのものは予定価格ではありませんので、もう契約を前提としたいいわゆる停止条件付きの契約ということになっておると思いますので、そんなに金額は移動しないと思います。ただ問題は3件一緒に出しても結構ですが、これは一覧表として出すとか、あるいは一つ一つそうすれば3件の契約書を出すとか、そうでなければならぬと思いますけれども、その辺はどうですか。一団の土地として契約書を作らなければならぬとしたならば、やはり96条の1項の第8号に基づいて契約案件をきちんと出すというふうな、ですから3件の契約になるというふうなことじゃないですか。私はそういうふうに思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 19番議員にお答え致します。

その議案の書式、様式の件でご質問でありますけれども、今お話したように1件ごと単独にこう提案するという方法もあるかもしれませんが、これまでの取得状況につきましては一括で提案する方法もあるということで、その提案項目の不足、過不足とか瑕疵がなければこういう内容でも十分上程して審議していただけるというものを確認しておりますので、今回そのようにあげたものであります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番、再々質問。

○19番（佐々木嘉一） いずれそういうような考え方については私はちょっと疑問を感じます。

ここでちょっと書いたものがありますが、議会の契約との関係ということですが、議会の議決は内部的な同意ではなく、議会の議決によって地方公共団体の意思が確定するものであるから、議決対象の契約については議会の議決を経ないで契約を締結したときには当該契約は無効と介されていると、そういうことであります。いずれこの案件は3者の契約内容を一括にしてありますので、契約案件がやはり別々になると私はそういうふうに、これを一括にして契約書だということにはならないと、契約にはならないと。内容はわかりますよ。やはり一つの事務処理上、契約書は3者で作って、3件を作ると。もし本来やると私は自治法の8号の5,000㎡以上、2,000万円以上のものだけが議会の議決をいただいて、そのほかは一つの一団の土地として資料として添付するというふうなこともあるのかなと思ったのですが、いずれこのことについては、いずれ議決の前に仮

契約をして、仮契約というのはいわゆる議会の議決を経ることを条件にした停止条件付きの契約なんです。それを議会が議決すれば初めて本契約になるわけです。それが今回の議決の議会の提案だと思しますので、何かこの議案の内容につきましては何か瑕疵ある議案ではないのかなと私はそんな思いでおりますが、ひとつその点は、議会には議案の修正権はありませんので、その点をひとつしっかり吟味していただきたいと。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの3番目の質問ですが、仮契約と言いますが、私は冒頭の行政報告で「法人2者と価格について交渉したところ了解をいただき、5月7日に仮契約を締結いたしました。」と、こう書いてあります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 仮契約を終わったわけで、この土地の面積が2万5,700㎡あるんですけども、当初C案の段階では2万1,700。結果的には5で実測したら4万5,000㎡があるということで、1万5,000あるものが最終的にはこの面積に落ち着いたというのが初めにCありきかというふうに思うわけですが、伸びの部分を購入しなければいけないというのは、当初、競売で落とされた正和会さん、サルスさんについては、当然その伸びの部分についてわからなかったと。私どもの税金でしっかり実測したところ、先には地籍調査も終えているわけですが、二重経費を掛けた土地の所有者が利益を得るような形になって、市の方の財産、お金を使うと、こういうふうなことになるわけで、その辺は少しく理解に苦しむというところで、この部分について市民にどういふような説明をされるかということもひとつお聞きしたいということと、国の面積、国有地が約440㎡あって66万6,000円で購入するということですが、これを売払い申請をしたところ5月9日付けで回答をいただいて坪5,000円で決まったということですが、これは国の方に無償で譲渡いただきたいというような申請をされて、むだな税金をかける必要はなかったのではないかなと思うわけですが、これは3月議会の段階ではそのような説明も何もないまま予算計上されて、質疑応答の結果、議会を通ったということになるんですけども、その辺の経緯についてもお話しいただきたいということと、市長はよくいろんなところで1万2,3,000円であった土地を1万円にまけてもらったと。これが非常にうまくない、私どもとしては。当然、評価があったものについては、それは評価されたのですから予算計上し、その後、土地の所有者に何とか税金の経費のむだ遣いといえますか、安く買いたいということもお願いをして1万円だと、5,000円だというふ

うな話になるのではないかと。話の持っていき方が逆ではないかと。ですからアンダーテーブルで交渉が進んでおったというふうなことになるのではないかとということになるわけです。結果的には2万5,000㎡買って7,000万を使って購入して、いずれは庁舎が建つだろうと。安く買ったからいいけれども、いろいろここ一、二年の経過の中では土地の埋立てをしなきゃいけない、さらには周りに道路もつけなきゃいけない、先ほどの話では県道にもつながるようにしなきゃいけないと、そういうのが基本設計ができて、その後どれぐらいの外構的ないろんな予算がかかるかということを示すと、順序はそうだというんですけれども、少し順序がおかしいのではないかとというふうに思うわけで、その辺、市長からご答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 9番戸田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

それこそ、まず競売よりもまず大きいそれこそ面積になったのじゃないかというふうなことでありましたけれども、この競売というものをそもそも考える必要があります。それについては、例えば登記の地目上、例えば農地であっても現況がそうじゃなかったり、あるいは面積がしっかり確定していなかったり、そういうふうなものについて、そういうふうなことを付して競売に付するというようなことになっております。ただ、秋田地方裁判所では当該の不動産を入札するにあたりましては、同裁判所が選任した不動産鑑定士、評価人といいますけれども、これは民事執行法によってまず売却されるということでございますので、その前にやはりこういうふうな評価人から評価してもらうということになってございます。そういうことを付した上で、入札者にはその落札した際にはそういうこともこの土地の中には含めますよということで競売に付されるということでございます。今回、それこそ地籍の調査がされてなかったというふうなこともありまして、議会の方をお願い致しまして面積の確定をするための予算もいただきながら今お示した面積を確認したところでございます。その面積については、当然この後、地籍の調査の方にもその面積がそのとおりに使われるというようなことがございます。ですから、競売の方と、それから実際の面積での違いがあるというのは、この競売の物件については当然こう発生することが想定されるということが常々あるということで、地方裁判所の方からもそのことについては伺っております。ですから、しっかりした面積でもって売買に当たっては事務執行しなさいというふうなことでございました。そういうことがありますので、この面積が大きくなったということで、その分、相手方がもうかった

とかそういうことじゃなくて、あくまでも用地の取得に際しては必ず公共用地の取得ということではその面積を完全に確定するということが第一前提にあります。決して競売の面積で取得するというわけにはまいりません。そういう意味で、これまで予算をお願いして面積を確定したもので議会にお諮りしているわけでございます。仮にこれ、その取得の際に事前のそういうふうな競売の面積でもって取得した際には、その後でまたそういうふうなことが出てまいります。ですから、そういう不確定な部分を議会の方に諮るというわけにはまいりませんので、そういうことで必ず公共用地の取得の際には面積を確定して行うというのが通例でございますので、これは相手方の方の面積が大きくなったとか小さくなったとかそういうことでこちらの方が損したとか、そういうことでは解釈できないものと判断致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 2点目の国有地の無償の件ということで、今、この契約の段階で出てきたわけですけれども、びっくりしていますが、予算委員会ではなくてこの中で出てきたということでびっくりしますが、交渉の段階で財務省とは法定外公共施設として無償でできないかという交渉はしました。できないという判定でありました。

それから、まけてもらったということについては、俗に表現として私使うわけですが、基本は紙一枚、鉛筆一本、市民の税金だという観点からすると、交渉の結果で約992万円くらい差っ引いて、税金をそれだけ軽減したと実は思っています。

何だか順序が逆だということで質問の趣旨わかりません。見解の相違ということで答えておきます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。再質問、はい。

○9番（戸田俊樹） 市長、順序が逆だということについて理解ができないということですけれども、結局、単価を決める段階で鑑定士にお金を払って鑑定してもらった結果、1万2,000円から1万3,000円だと、地目別に。それが1万円にまけてもらったという結果の予算であったのだけれども、結果的にはそれが通ったのだというふうなことで、この中で見解の違いなのか、時系列並べる場合の見解の違いなのか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） そういう質問だとすると順序が逆とは思っていません。

○議長（千田正英） 17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 議案第39号について、今回は土地の取得と、条例に基づく今審議をしておるわけでありましてけれども、3月定例会において委員会付託をし、そしてまた本会議で討論ということで、念入りに議論を今積み重ねてきております。そしていよいよ39号によって土地をそれに基づいて取得をするというふうな案件であります。先ほど来、十分というよりも十二分にもう審議が尽くされたというふうに私ども思いますので、どうかひとつ議長の議事整理権をもって採決の動議を提出致したいと思っておりますので、粛々と進めていただくことを求めます。

○議長（千田正英） 今17番から採決の動議が提出されましたけれども、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（千田正英） 異議がありますので、起立によって採決致します。ただいまの動議に対して賛成の方は起立願います。動議に対して賛成の方。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数で。これで質疑を終結します。

討論ありますか。17番。

○17番（堀井克見） 今ね、議長の方から、今あれでしょう、もう質疑は終わったでしょう。

○議長（千田正英） はい。

○17番（堀井克見） そして次の段階に今進んでいるわけですよ。そうしたときに私が議事運営上の今17番という今発言求めているんですよ。

○議長（千田正英） はい。

○17番（堀井克見） いいですか。

○議長（千田正英） はい、17番。

○17番（堀井克見） 私、引き続いて十分に、十二分に審議を尽くされました。そして私どももお互いにそれぞれの立場で論を出し、そしてまた討論を今まで重ねてきておりますので、討論の省略動議を続いて提出したいと思っておりますので、どうかひとつ皆さんにお諮り願いたいと思っております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 一応この議題としているものについては賛成討論、反対討論を認

めて、その後で私は採決した方がよろしいと思います。

○議長（千田正英） 11番、じゃあ討論を行います。

○11番（小林 悟） 討論致します。

○議長（千田正英） それでは、討論の動議の採決をとりたいと思います。討論省略についての・・・。

○14番（藤原典男） 議長、14番。

○議長（千田正英） 今、動議が出されましたので、動議の採決をとりたいと思います。暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

○17番（堀井克見） 討論の省略の動議を取り消したいと思いますので、粛々と進めてください。

○議長（千田正英） ただいま討論の動議が取り消されましたので、討論をただいまから行います。

原案に反対の方の討論。11番小林 悟議員。

○11番（小林 悟） それでは、この議案に反対の立場から討論を行います。

2点あります。1つ目は、防災上であります。秋田県におけるマグニチュード8.7の巨大地震を想定したハザードマップが12月に出されます。このハザードマップを受けて慎重に検証し、見直しを進めていくべきと考えます。

2つ目であります。全事業計画が不明確であります。新庁舎候補地選定委員会から出された⑤の調査費が認められ、⑤の中の必要な土地を予定地としましたが、議会で調査費を否決したC候補地ではないとしております。とすれば、新たな土地であり、この土地の周辺道路整備計画、用地造成計画などを新たに明示しなければならないと考えます。

しかしながら未だに資料が出されておられません。議員が判断に困る、市民に説明ができない状況に置かれていることは、あつてはなりません。このことから考えても時期尚早であり、反対致します。

以上、終わります。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私は、議案第39号、土地取得についての契約について賛成の立場から討論致します。

この契約内容を見ますと、土地に関する事項、例えば提案されている面積、取得予定価格、この数字に瑕疵があるといえ、今までずっと議会で議論してきたとおり瑕疵のないものと思います。そしてまた、法律的にこの契約の手続きが正当なのかどうか、この点についても北税務署や、そしてまた秋田財務事務所と綿密に具体的な数字も出しながら打ち合わせを行い、今日に至っていると思います。県道につながる動線については、この後、基本設計の中で具体的に明らかになるでしょうし、また、一番肝心の防災についても十分に当局が綿密に調査し、そして議論してこのようにやってきたものと、このように思われます。

3月議会では土地取得費について修正案が出され否決されましたが、その後、原案である平成24年度一般会計予算案が全会一致で、土地取得費を含む予算が全会一致で可決しております。これは予算執行してもよいという採択だと思います。

価格評価額が1万2,000円とあっても評価額は評価額として、普通のやはり不動産であれば評価額の1.5倍や2倍、3倍、この価格で売るのが当たり前ではないでしょうか。しかし、今回の法人の皆様と交渉した結果、さらにまけて1万円でもいいと。これはやはり、こういうふうな土地はないと私は思います。庁舎建設を行う上で本当に安い土地、そしてまたいい土地、これ以上の私は契約はないと思いますので、本契約に賛成の立場からの討論を終わります。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして、平成24年第6回潟上市議会臨時会を閉会します。

午前 1 1 時 3 0 分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 大 谷 貞 廣

〃 署名議員 児 玉 春 雄